



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1
- 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）…………… 2
- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）…………… 2

### 告 示

- 第二種特定鳥獣管理計画の決定（自然保護課）…………… 2
- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定（自然保護課）…………… 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 3
- 沖縄バイオ産業振興センターの利用料金の承認（ものづくり振興課）…………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定・10件（海岸防災課）…………… 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除・8件（海岸防災課）…………… 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定・10件（海岸防災課）…………… 12
- 土砂災害特別警戒区域の全部についての指定の解除・3件（海岸防災課）…………… 22
- 金武湾港宇堅海浜公園の利用料金の承認（海岸防災課）…………… 22
- 中城湾港安座真海浜公園の利用料金の承認（海岸防災課）…………… 23
- 一定の一団の土地の区域内の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 23
- 都市計画法第34条第11号に係る区域の指定の変更（建築指導課）…………… 23
- 都市計画法第34条第12号に係る知事が定める区域の変更（建築指導課）…………… 24

### 公 告

- 鳥獣保護管理事業計画の決定（自然保護課）…………… 24
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 24

### 教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則…………… 24
- 沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則…………… 25
- 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員  
の報酬に関する規程の一部を改正する訓令…………… 26
- 沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令…………… 27

### 人事委員会事項

- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則…………… 27
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例第20条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規  
則の一部を改正する規則…………… 28
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則…………… 28

## 規 則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第9号

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「12,000円以下」 を 「1円から12,000円まで」 に改め、同

表備考2の(4)を削る。

別表第2備考2の(3)を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第10号**

**沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則（平成12年沖縄県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「35歳未満の者」を「25歳未満の者であつて、実技試験の受験の申込みの日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第11号**

**沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

別表第2の15の項中「道路法」の次に「（昭和27年法律第180号）」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第89号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣管理計画を定めた。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 第二種特定鳥獣の種類 イノシシ（イノブタを含む。）
- 2 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
- 4 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標 次のとおりとする。
- 5 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合の当該事業の実施に関する事項 次のとおりとする。

- 6 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第90号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により、次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理鳥獣の種類 イノシシ（イノブタを含む。)
- 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
- 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、内容及び実施体制 次のとおりとする。
- 5 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 次のとおりとする。
- 6 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第91号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成30年沖縄県告示第164号で同意の認定をした読谷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第92号**

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄バイオ産業振興センターの利用料金を承認した。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄バイオ産業振興センター
- 2 指定管理者 バイオ産業振興センター運営共同体  
 代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市宇州崎7番地7  
 ヤシマ工業株式会社 那覇市久米2丁目16番25号
- 3 利用料金の適用年月日 令和4年4月1日
- 4 利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
事業支援室	1平方メートル1月につき	2,400円
研究室	1平方メートル1月につき	2,400円
実証棟	1平方メートル1月につき	830円
駐車場	1台1月につき	3,130円

**備考**

- 1 利用の期間が1月未満である場合又は利用の期間に1月未満の端数がある場合には、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。

2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

**沖縄県告示第93号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥間(4)－2	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原(6)－1	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原(6)－2	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原(6)－3	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
浜－4	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第94号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇茂佐(4)－2	名護市字宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇茂佐(8)－1	名護市字宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇茂佐(8)－2	名護市字宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第95号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項

の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水釜(1)	嘉手納町字水釜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第96号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大里(1)	沖縄市大里一丁目、大里二丁目及び照屋五丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里(3)	沖縄市大里二丁目、桃原一丁目及び桃原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与儀(2)	沖縄市与儀一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
八重島	沖縄市八重島一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第97号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原(8)	北谷町字吉原及び字桑江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大村(1)	北谷町字大村、字吉原、字北谷及び北谷一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

大村(2)	北谷町字大村の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊平(1)	北谷町字伊平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桑江(2)	北谷町字桑江及び字伊平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桑江(3)	北谷町字桑江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桑江(4)	北谷町字桑江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(18)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(19)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(20)	北谷町字吉原及び沖縄市南桃原一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに北谷町役場及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝苺(1)	北谷町字謝苺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桑江(5)	北谷町字伊平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渡口(1)	北中城村字渡口の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
島袋(4)	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋宜原(3)	北中城村字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

屋宜原(4)	北中城村字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
瑞慶覧(1)	北中城村字瑞慶覧の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
瑞慶覧(2)	北中城村字瑞慶覧の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜舎場(3)	北中城村字喜舎場及び字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜舎場(4)	北中城村字喜舎場の区域、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡口(3)	北中城村字渡口及び字比嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志真志(3)	宜野湾市志真志二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(2)－2	宜野湾市大謝名三丁目、大謝名四丁目、嘉数一丁目、嘉数四丁目及び真栄原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
野嵩(1)	宜野湾市野嵩三丁目及び中城村字登又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに宜野湾市役所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真志喜(2)	宜野湾市真志喜三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
長田(1)	宜野湾市長田一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
新城(2)	宜野湾市新城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
新城(3)	宜野湾市新城二丁目及び喜友名一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

大謝名(2)	宜野湾市大謝名二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大謝名(3)	宜野湾市大謝名三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(6)	宜野湾市嘉数四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(7)	宜野湾市嘉数四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小那覇	西原町字掛保久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
幸地(3)	西原町字幸地及び字翁長の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
幸地(4)	西原町字幸地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
翁長幸地(6)	西原町字翁長の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
首里大中	那覇市首里大中町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名嘉地	那覇市宇栄原6丁目及び高良2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

識名(3)ー2	那覇市識名4丁目、字識名及び上間1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
松川(4)	那覇市字松川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山川(4)	那覇市首里山川町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
小禄(8)	那覇市字小禄の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
字栄原(3)	那覇市字字栄原及び字小禄の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
字栄原・豊見城	那覇市字栄原4丁目、豊見城市字豊見城及び字我那覇の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに那覇市役所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本部	南風原町字本部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜屋武	南風原町字喜屋武の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水釜(1)	嘉手納町字水釜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第104号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大里(1)	沖縄市大里一丁目、大里二丁目及び照屋五丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里(3)	沖縄市大里二丁目、桃原一丁目及び桃原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与儀(2)	沖縄市与儀一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
八重島	沖縄市八重島一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第105号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原(8)	北谷町字吉原及び字桑江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第106号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志真志(3)	宜野湾市志真志二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉数(2)－2	宜野湾市大謝名三丁目、大謝名四丁目、嘉数一丁目、嘉数四丁目及び真栄原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所	急傾斜地の崩壊

	及び宜野湾市役所において縦覧に供する。)	
野嵩(1)	宜野湾市野嵩三丁目及び中城村字登又の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに宜野湾市役所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第107号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渡口(1)	北中城村字渡口の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第108号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小那覇	西原町字掛保久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第109号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
首里大中	那覇市首里大中町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名嘉地	那覇市宇栄原6丁目及び高良2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
識名(3)－2	那覇市識名4丁目、字識名及び上間1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第110号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北丘(2)	南風原町字宮平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第111号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
伊地(1)	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊地(2)	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊地(3)	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊地(4)	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇良(1)	国頭村字宇良の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇良(2)	国頭村字宇良の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥間(1)	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥間(2)	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥間(3)－2	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥間(4)	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥間(4)－2	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桃原(1)	国頭村字桃原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

桃原(6)－1	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桃原(6)－2	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桃原(6)－3	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
浜－1	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
浜－2	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
浜－3	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
浜－4	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
半地(1)	国頭村字半地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
半地(2)	国頭村字半地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比地	国頭村字比地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺土名(1)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺土名(2)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺土名(3)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺土名(4)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺土名(5)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺土名(6)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺土名(7)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺土名(8)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桃原(2)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桃原(3)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桃原(4)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桃原(5)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

与那(1)	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与那(2)	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与那(3)	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
字良301-A10-10	国頭村字字良の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
奥間301-A10-08-1	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
奥間301-A10-08-2	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
半地301-A10-07	国頭村字半地の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
比地301-A10-11	国頭村字比地の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
辺土名301-A10-17	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
上島301-A10-09	国頭村字上島の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
与那301-A05-04	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
与那301-A05-06-1	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
与那301-A05-06-2	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第112号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
字茂佐(1)	名護市字宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
字茂佐(2)	名護市字宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
字茂佐(3)	名護市字宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
字茂佐(4)	名護市字宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

宇茂佐(4)－2	名護市宇宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇茂佐(5)	名護市宇宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇茂佐(7)－2	名護市宇宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇茂佐(8)－1	名護市宇宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇茂佐(8)－2	名護市宇宇茂佐の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(1)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(2)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(3)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(4)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(5)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(6)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(7)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(8)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(9)	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(1)	名護市宇中山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(2)	名護市宇中山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(3)	名護市宇中山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(4)	名護市宇中山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山入端(1)	名護市宇旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山入端(2)－1	名護市宇山入端の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山入端(2)－2	名護市宇山入端の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山290－B13－40	名護市宇勝山の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第113号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
水釜(1)	嘉手納町字水釜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第114号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大里(1)	沖縄市大里一丁目、大里二丁目及び照屋五丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大里(3)	沖縄市大里二丁目、桃原一丁目及び桃原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与儀(2)	沖縄市与儀一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
八重島	沖縄市八重島一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第115号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
吉原(8)	北谷町字吉原及び字桑江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大村(1)	北谷町字大村、字吉原、字北谷及	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	び北谷一丁目の区域のうち、次の図に示す区域		
大村(2)	北谷町字大村の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊平(1)	北谷町字伊平の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桑江(2)	北谷町字桑江及び字伊平の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桑江(3)	北谷町字桑江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桑江(4)	北谷町字桑江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(18)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(19)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(20)	北谷町字吉原及び沖縄市南桃原一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝苺(1)	北谷町字謝苺の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
桑江(5)	北谷町字桑江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに北谷町役場及び沖縄市役所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第116号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
渡口(1)	北中城村字渡口の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
島袋(4)	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋宜原(3)	北中城村字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋宜原(4)	北中城村字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瑞慶覧(1)	北中城村字瑞慶覧の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
瑞慶覧(2)	北中城村字瑞慶覧の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	次の図に示す区域		
喜舎場(3)	北中城村字喜舎場及び字屋宜原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜舎場(4)	北中城村字喜舎場の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡口(3)	北中城村字渡口及び字比嘉の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第117号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
普天間(1)	宜野湾市普天間一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
普天間(2)	宜野湾市普天間一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野嵩(2)	宜野湾市野嵩一丁目及び中城村字登又の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上原	中城村字新垣の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
愛知	宜野湾市愛知三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志真志(1)	宜野湾市志真志一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志真志(2)	宜野湾市志真志一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新城	宜野湾市新城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊佐	宜野湾市伊佐一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大山(1)	宜野湾市大山二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大山(2)	宜野湾市大山二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大山(3)	宜野湾市大山一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
真志喜	宜野湾市真志喜一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

我如古	宜野湾市我如古四丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉数(1)	宜野湾市嘉数四丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉数(2)－1	宜野湾市大謝名三丁目、大謝名四丁目、嘉数一丁目、嘉数四丁目及び真栄原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉数(4)	宜野湾市嘉数一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉数(5)	宜野湾市嘉数一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大謝名	宜野湾市大謝名三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志真志(3)	宜野湾市志真志二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉数(2)－2	宜野湾市大謝名三丁目、大謝名四丁目、嘉数一丁目、嘉数四丁目及び真栄原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野嵩(1)	宜野湾市野嵩三丁目及び中城村字登又の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
真志喜(2)	宜野湾市真志喜三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長田(1)	宜野湾市長田一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新城(2)	宜野湾市新城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新城(3)	宜野湾市新城二丁目及び喜友名一丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大謝名(2)	宜野湾市大謝名二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大謝名(3)	宜野湾市大謝名三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉数(6)	宜野湾市嘉数四丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉数(7)	宜野湾市嘉数四丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに宜野湾市役所及び中城村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項

の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小那覇	西原町字掛保久の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
幸地	西原町字幸地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
幸地(3)	西原町字幸地及び字翁長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
幸地(4)	西原町字幸地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
翁長幸地(6)	西原町字翁長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
山川(2)	那覇市首里山川町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松川(3)	那覇市字松川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
真地	那覇市字真地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
首里大中	那覇市首里大中町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
国場(2)	那覇市字国場の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田原-1	那覇市字小禄及び字田原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田原-2	那覇市字小禄及び字田原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高良	那覇市高良2丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名嘉地	那覇市字栄原6丁目及び高良2丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金城	那覇市首里金城町1丁目、首里金	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	城町3丁目及び首里金城町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域		
識名(3)ー2	那覇市識名4丁目、字識名及び上間1丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松川(4)	那覇市字松川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山川(4)	那覇市首里山川町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小禄(8)	那覇市字小禄の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇栄原(3)	那覇市字宇栄原及び字小禄の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇栄原・豊見城	那覇市宇栄原4丁目、豊見城市宇栄原及び字我那覇の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに那覇市役所及び豊見城市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
本部	南風原町字本部及び字照屋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜屋武	南風原町字喜屋武の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
北丘	南風原町字宮平の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大名(1)	南風原町字宮平及び字新川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大名(2)	南風原町字新川及び字宮平の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新川(1)	南風原町字兼城及び字新川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新川(2)	南風原町字新川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
兼城	南風原町字兼城の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津嘉山	南風原町字津嘉山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宮平350-A29-	南風原町字宮平の区域のうち、次	土石流	次の図に示すとおり

07	の図に示す区域		
----	---------	--	--

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第121号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について指定を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
水釜(1)	嘉手納町字水釜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第122号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について指定を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
渡口(1)	北中城村字渡口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第123号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について指定を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
吉原(8)	北谷町字吉原及び字桑江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第124号**

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第13条第3項の規定により、次のとおり金武湾港宇堅海浜公園の利用料金を承認した。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 金武湾港宇堅海浜公園

- 2 指定管理者 うるま市石川東恩納62番地ユタカアパート1F 株式会社丸将
- 3 利用料金の適用年月日 令和4年4月1日
- 4 利用料金の額

有料施設名	利用料金の額
駐車場	1台につき500円
シャワー	1回につき200円

**沖縄県告示第125号**

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第13条第3項の規定により、次のとおり中城湾港安座真海浜公園の利用料金を承認した。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 中城湾港安座真海浜公園
- 2 指定管理者 安座真海浜公園運営企業体  
 代表者 沖縄市比屋根二丁目15番2号 おきなわスポーツイノベーション協会株式会社  
 南城市知念字久手堅676番地 合資会社知念海洋レジャーセンター  
 那覇市山下町3番24号 株式会社JALJTAセールス  
 沖縄市松本二丁目30番1号 特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議
- 3 利用料金の適用年月日 令和4年4月1日
- 4 利用料金の額

有料施設名	利用料金の額
駐車場	1台につき500円
シャワー	1回につき200円

**沖縄県告示第126号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の一団の土地の区域（以下「対象区域」という。）内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 対象区域 西原町字棚原白河342番1ほか32筆
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和4年3月16日 沖縄県指令土第255号

**沖縄県告示第127号**

都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例（平成15年沖縄県条例第17号）第4条第4項の規定により、平成16年沖縄県告示第508号、平成25年沖縄県告示第275号及び平成26年沖縄県告示第300号で指定した区域を次のとおり変更する。

なお、この告示は、令和4年4月1日から施行し、この告示の施行前に都市計画法第29条第1項又は第43条第1項の規定による許可の申請がされたものについては、なお従前の例による。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧に供する。）

- 2 縦覧に供する場所 沖縄県土木建築部建築指導課、沖縄県中部土木事務所、北中城村建設課及び中城村都市建設課

### 沖縄県告示第128号

都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例（平成15年沖縄県条例第17号）第6条第2項の規定により、平成24年沖縄県告示第505号で定めた区域を次のとおり変更する。

なお、この告示は、令和4年4月1日から施行し、この告示の施行前に都市計画法第29条第1項又は第43条第1項の規定による許可の申請がされたものについては、なお従前の例による。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 定めた区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧に供する。）  
2 縦覧に供する場所 沖縄県土木建築部建築指導課、沖縄県中部土木事務所及び中城村都市建設課

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条の規定により、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間における第13次鳥獣保護管理事業計画を定めた。

なお、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月18日 沖縄県指令土第416号  
2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇勢理原221番3ほか2筆  
3 公共施設 なし  
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字古堅1206番地11フォレスト大里109号室 島袋健太  
5 検査済証番号 令和4年3月16日 第4789号  
6 工事完了年月日 令和4年3月3日

## 教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

### 沖縄県教育委員会規則第6号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

（沖縄県立高等学校管理規則の一部改正）

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「校長が」を「校長の」に、「を併修して」を「又は総合的な探究の時間の」に、「当該取得した単位数」を「その単位」に改め、同条第3項第2号中「おける成果に」を削り、同条第4項中「前2項」を「第2項」に、「の合計数は」を「及び前項の規定に基づき与えることのできる単位数の合

計数は、」に改め、同条第5項中「定時制課程」を「定時制の課程」に改め、「、高等学校の通信制の課程又は他の定時制の課程において、一部の科目」を「通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位」に改め、同条第6項中「、一部の科目の単位を修得したときは、その単位数」を「一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位」に改め、同条第7項中「一部の科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加える。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第25条第5項中「30」を「36」に改める。

第31条第2項中「生徒が当該校長が」を「高等部の生徒が当該校長の」に、「を併修して」を「又は総合的な探究の時間の」に、「当該取得した単位数」を「その単位」に改め、同条第3項第2号中「の合格」を削り、同条第4項中「前2項」を「第2項」に、「の合計数は20」を「及び前項の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

2 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第3項中「一部の科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加える。

---

沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

#### 沖縄県教育委員会規則第7号

##### 沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校通信教育規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は、」の次に「高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)及び」を加える。

第5条及び第6条を次のように改める。

(通信教育の方法等)

**第5条** 通信教育は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

2 通信教育は、前項に掲げる方法のほか、必要に応じて、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法により行うことができる。

3 通信教育においては、通信教育用学習図書その他の教材を使用するものとする。

(単位の認定)

**第6条** 実施校の校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科、科目等を履修し、その成果が教科、科目等の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科、科目等について単位を修得したことを認定しなければならない。

第8条中「亘って」を「わたって」に、「認められたときは、」を「認めたときは、当該生徒を」に改める。

第9条を次のように改める。

(沖縄県立高等学校管理規則の適用除外)

**第9条** 通信制の課程については、沖縄県立高等学校管理規則第11条第2項から第5項まで、第12条並びに第13条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

---

**沖縄県教育委員会訓令第1号**

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

**沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令**

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程(平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表事務補助(現業職)の項の次に次のように加える。

県立学校就学支援金等業務専門員	高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務
-----------------	-------------------------------

第2条の表中

特別支援学校看護師	沖縄県立特別支援学校の特定の児童等に対する医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。)の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務
-----------	--

を

県立学校看護師	県立学校の特定の児童生徒等に対する医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。)の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務
県立学校学習支援員	沖縄県立高等学校における生徒の学習支援に関する補助的又は定型的な業務
県外就職支援員	県外就職者の求人開拓、求人情報の収集、定着指導等に関する補助的又は定型的な業務

に改め、

同表小中アシスト相談員の項及び家庭教育支援リーダーの項を削る。

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程(令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務補助の項の次に次のように加える。

県立学校就学支援金等業務専門員	行政職給料表	1級
-----------------	--------	----

第3条の表中

特別支援学校看護師	医療職給料表(3)	2級
-----------	-----------	----

を

県立学校看護師	医療職給料表(3)	2級
県立学校学習支援員	教育職給料表(2)	2級
県外就職支援員	行政職給料表	2級

に改め、

同表小中アシスト相談員の項及び家庭教育支援リーダーの項を削る。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**沖縄県教育委員会訓令第2号**

沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

**沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令**

沖縄県立高等学校単位制教育規程（平成元年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「一部の科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加え、「当該修得した単位数」を「その単位」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**人事委員会事項**

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第7号**

**勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則**

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

(ふりがな)

要求者氏名

を

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

(ふりがな)

要求者氏名

に、

「記名押印」を「記名」に改める。

第2号様式中

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

要求者氏名

を

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

要求者氏名

に、

「記名押印」を「記名」に改める。

第3号様式中

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

を

要求者氏名

」

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

に、

要求者氏名

」

「記名押印」を「記名」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の退職手当に関する条例第20条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第8号**

**沖縄県職員の退職手当に関する条例第20条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県職員の退職手当に関する条例第20条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（平成22年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式から第6号様式までの規定中「**印**」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第9号**

**不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則**

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

を

審査請求人 氏 名

」

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

に改

審査請求人 氏 名

」

め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。

第2号様式中

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

を

審査請求人 氏 名

」

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿  
 審査請求人 氏 名  
 め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。  
 第3号様式中  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 審査請求人 氏 名  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 審査請求人 氏 名  
 め、同様式注1中「記名押印」を「記名」に改める。  
 第4号様式及び第5号様式中  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 相続人等 住 所 (電話 ) を  
 (ふりがな)  
 氏 名 年 月 日  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 相続人等 住 所 (電話 ) に改  
 (ふりがな)  
 氏 名  
 める。  
 第6号様式中  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 審査請求人 氏 名  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 審査請求人 氏 名  
 め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。  
 第7号様式中  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 処分者 氏 名  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 処分者 氏 名  
 め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。  
 第8号様式中  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 審査請求人(処分者)(氏 名)  
 「 年 月 日  
 沖縄県人事委員会 殿  
 審査請求人(処分者)(氏 名)  
 め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。  
 第9号様式中  
 「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿	審査請求人 氏 名	を 「 年 月 日 」
沖縄県人事委員会 殿	審査請求人 氏 名	に改 」
め、同様式注1及び注2中「記名押印」を「記名」に改める。		
第10号様式中		
「 年 月 日 沖縄県人事委員会 殿	処分者 氏 名	を 「 年 月 日 」
沖縄県人事委員会 殿	処分者 氏 名	に改 」
め、同様式注1中「記名押印」を「記名」に改める。		
第11号様式中		
「 年 月 日 沖縄県人事委員会 殿	審査請求人 氏 名 (処分者 氏 名	を 「 年 月 日 」
沖縄県人事委員会 殿	審査請求人 氏 名 (処分者 氏 名	に改 )」
める。		
第12号様式中		
「 年 月 日 沖縄県人事委員会 殿	審査請求人 氏 名	を 「 年 月 日 」
沖縄県人事委員会 殿	審査請求人 氏 名	に改 」
め、同様式注1及び注2中「記名押印」を「記名」に改める。		
第13号様式中		
「 年 月 日 沖縄県人事委員会 殿	審査請求人 氏 名 (処分者 氏 名	を 「 年 月 日 」
沖縄県人事委員会 殿	審査請求人 氏 名 (処分者 氏 名	に改 )」
め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。		
第14号様式中		
「 年 月 日 沖縄県人事委員会 殿	処分者 氏 名	を 「 年 月 日 」
沖縄県人事委員会 殿	処分者 氏 名	に改 」

め、同様式注6中「記名押印」を「記名」に改める。

第15号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名

を

「

年 月 日

に改

沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名

」

め、同様式注4中「記名押印」を「記名」に改める。

第16号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名

を

「  
( 氏 名

年 月 日

に改

沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名

」  
( 氏 名

め、同様式注3中「記名押印」を「記名」に改める。

第17号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名

を

「  
( 氏 名

年 月 日

に改

沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名

」  
( 氏 名

め、同様式注3中「記名押印」を「記名」に改める。

第18号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名

を

「  
( 氏 名

年 月 日

に改

沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名

」  
( 氏 名

め、同様式注3中「記名押印」を「記名」に改める。

第19号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名

を

「  
( 氏 名

年 月 日

に改

沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名

」  
( 氏 名

め、同様式注3中「記名押印」を「記名」に改める。

第20号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名) を  
[ 年 月 日 ]

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名) に改

め、同様式注5中「記名押印」を「記名」に改める。

第21号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名) を  
[ 年 月 日 ]

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名) に改

め、同様式注5中「記名押印」を「記名」に改める。

第22号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名) を  
[ 年 月 日 ]

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

審査請求人 氏 名  
(処分者 氏 名) に改

め、同様式注4中「記名押印」を「記名」に改める。

第23号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

証人 氏 名  
[ 年 月 日 ] を

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

証人 氏 名  
[ 年 月 日 ] に改

め、同様式注4中「記名押印」を「記名」に改める。

第24号様式中

「年 月 日  
氏 名

氏 名 [ 年 月 日 ] を

「年 月 日  
氏 名

氏 名 [ 年 月 日 ] に改める。

第25号様式中

「 年 月 日  
沖縄県人事委員会 殿

証人 住 所  
職 業  
氏 名 を  
[ 年 月 日 ]

「					年	月	日	
沖縄県人事委員会	殿							
		証人	住 所					に改
			職 業					
			氏 名					」
める。								
第26号様式中								
「								
年	月	日						
沖縄県人事委員会	殿							
		審査請求人	氏 名					を
		(処分者	氏 名					」
								印
								印)
「					年	月	日	
沖縄県人事委員会	殿							
		審査請求人	氏 名					に改
		(処分者	氏 名					)」
め、同様式注5中「記名押印」を「記名」に改める。								
第27号様式中								
「								
年	月	日						
沖縄県人事委員会	殿							
		審査請求人	氏 名					を
		(処分者	氏 名					」
								印
								印)
「					年	月	日	
沖縄県人事委員会	殿							
		審査請求人	氏 名					に改
		(処分者	氏 名					)」
め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。								
第28号様式中								
「								
年	月	日						
沖縄県人事委員会	殿							
		審査請求人	氏 名					を
								」
								印
								印)
「					年	月	日	
沖縄県人事委員会	殿							
		審査請求人	氏 名					に改
								)」
め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。								
第29号様式中								
「								
年	月	日						
沖縄県人事委員会	殿							
		再審査請求者	住 所				(電話	)
			現在の所属及					を
			び職又は職業					
			氏 名					印
			生 年 月 日					
			(処分者					)」
								印)
「					年	月	日	
沖縄県人事委員会	殿							
		再審査請求者	住 所				(電話	)
			現在の所属及					に改
			び職又は職業					
			氏 名					

生 年 月 日

(処分者

)」

め、同様式注3中「記名押印」を「記名」に改める。

第30号様式中

「 年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

を

再審請求者 氏 名

印」

「

年 月 日

沖縄県人事委員会 殿

に改

再審請求者 氏 名

」

め、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発 行 所          沖 縄 県 総 務 部          総務私学課          電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 アント出版          〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
---	--